

狩猟に伴う事故及び違法捕獲防止等に係る留意事項

1 猟銃等による事故防止について

狩猟事故の発生原因の多くは、矢先の確認不足による誤射、転倒等に伴う獵銃の暴発及び銃器の基本的な取扱いの不徹底等である。同行者を含む周囲の安全及び矢先の確認、銃器の正しい保持、移動時の脱包、使用前の安全点検、捕獲実施前の指定射撃場における照準合わせや試射の慣行等についての指導を重点的に実施し、事故防止の徹底を期すること。特に、威力が大きく射程距離の長いライフル銃等を使用する場合は、バックストップ（安土）等を利用して弾丸が必要以上に遠くまで飛ばないように注意するなど、より一層の慎重を期すよう指導すること。また、獵銃は基準にあったガンロッカーに入れ施錠し、盗難防止に配意して保管することや、自宅以外の宿泊施設や射撃場等においても適切な安全管理を実施するよう指導すること。

また、銃猟に用いる猟犬による咬みつきや、わな猟において捕獲した鳥獣による逆襲により、狩猟者自身や同行者、周辺住民、ペットへの損害事故も多く発生している。猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や行動把握、個体識別など、猟犬の管理を狩猟者に徹底させるとともに、止めさしや見回り時等における捕獲した鳥獣による逆襲について狩猟者に十分警戒を促すこと。

2 違法捕獲等の防止について

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「法」という。)

第12条第1項の規定により禁止又は制限されている猟法による狩猟の防止等の指導徹底を図ること。

(2) 法第36条に規定により爆発物、劇薬、毒薬、据銃、陷阱、その他の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるわなを使用する猟法は禁止されているが、特に、イノシシ又はニホンジカ等の大型獣をつり上げて捕獲する構造を有する「つり上げ式のくくりわな」も、この規定に該当することから、使用されることがないよう指導を徹底すること。

(3) 公道や住居集合地域では、公共の安全確保のため、これらの場所における狩猟に伴う銃猟等を行わないよう指導すること。

(4) 網猟及びわな猟に係る狩猟者登録を受けた者が使用する猟具については、法第62条第3項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第70条第2項の規定に基づき、網及びわなの1張り又は1個ごとに狩猟者登録を受けた者の住所及び氏名等を記載した標識を装着するよう指導すること。

(5) 鉛弾による猛禽類等の鉛中毒が引き続き発生していることから、非鉛弾の使用について喚起するとともに、水鳥の鉛中毒を防止するための指定猟法禁

止区域（出水市の一部区域）においては、鉛散弾が使用されることがないよう指導すること。

3 夜間銃猟について

平成26年度法改正により、都道府県等が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業において極めて限定的な条件のもと夜間銃猟を行うことが可能となったが、狩猟においては、引き続き夜間（日出前・日没後）の銃猟は絶対禁止行為である。このことについて、改めて狩猟者に注意を喚起すること。

4 カワウの狩猟による捕獲について

大規模なカワウのねぐらにおいて安易な銃猟を行うと、逃げたカワウによってねぐらが分散してかえって被害が拡大する可能性があるため、大規模なカワウのねぐらで銃猟をする際には、地元の市町村及び周辺の内水面漁業関係団体等と十分調整するよう呼びかけること。

5 狩猟者マナーの向上について

移動時の銃器の不用意な取扱いや作物のある土地への無断立ち入り等、地域住民に対して不信や反感を与えるおそれのある行為が生じないよう、狩猟者マナーを徹底させること。

6 捕獲鳥獣の適正処理について

狩猟により捕獲した鳥獣については、山野に放置することなく持ち帰るか埋設する等により適切に処理するよう指導すること。

7 鳥獣の異常等の報告について

鳥獣の適正な保護及び管理を図る上で必要な情報を収集する観点から、法第66条に基づき、狩猟者に対し、狩猟中に捕獲した鳥獣の種類別の員数等を確実に報告するよう指導すること。

また、鳥獣の大量死等の異常を確認した際には、速やかに各地域振興局等へ報告するよう呼びかけること。

8 感染症への対応

マダニや血液等を介する動物由来感染症への感染の予防のため、狩猟者に対し、長袖・長ズボン・手袋の着用、解体後の手洗い・入浴、血液等がついたナイフなどの洗浄を徹底するほか、鳥獣の血液や唾液、排泄物に触れず、野生鳥獣の肉の生食は絶対に避けるよう指導すること。

また、鳥インフルエンザウイルスの日本における人の発症事例は認められていないが、一般的に鳥インフルエンザウイルスは濃厚接触により鳥類から人へ感染する可能性があることや、狩猟によって野鳥が分散することで、別の群れと

交流するなどしてウイルスが伝播する可能性があることから、狩猟者に対し、シーズン前及びシーズン中に必要に応じて発生地点での狩猟の自粛も含めた注意喚起を実施し、狩猟者に対して注意喚起すること。

食用として不特定又は多数の者に野生鳥獣肉を供与する場合は、平成26年11月14日付け食安発1114第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知により示された「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（最終改正：令和5年6月26日付け生食発0626第2号）に従って狩猟等を行う必要があることを周知し、自家消費に伴う処理をする場合であっても当該ガイドラインを参考にして、衛生的に処理が行われるよう指導すること。野生鳥獣の肉は、寄生虫やE型肝炎ウイルス等の病原体を保有していることを知らずに食してしまうことで、動物由来感染症にかかるという一定のリスクが認められることから、食用に供する際には中心部まで十分に加熱するよう指導すること。

厚生労働省 HP：ジビエ（野生鳥獣の肉）の衛生管理について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/01_00021.html

9 豚熱ウイルスの侵入防止、拡散防止について

九州・北海道以外の野生イノシシの間で「豚熱ウイルス」が拡がっており、今般、九州でも初めて佐賀県の豚の飼養農場において、豚熱の発生が確認され、豚熱の発生が続いている。

病気に感染してしまったイノシシが病原体を持ち運ぶことで、養豚場の豚に病気を拡げる恐れがある。

病気に感染したイノシシの粪や泥が付着した靴底や車のタイヤなどにより、病気を拡げる可能性もあることから、猟具、手指、靴、タイヤ等の洗浄・消毒を呼びかけること。

また、県内で野生イノシシの死亡個体が発見された場合、県家畜保健衛生所において感染確認検査を実施することから、野生イノシシの死亡個体を発見した場合は、県又は市町村へ連絡するよう周知すること。